

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月7日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

木の枝の落下事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年１２月２３日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

木の枝の落下事故による損害賠償の額の決定及び和解について

- １ 事故発生日時 令和６年８月１１日（日）午後１時０５分頃
- ２ 事故発生場所 かすみがうら市新治１８１３－２
(かすみがうら市わかぐり運動公園)
- ３ 相 手 方 (住所) XXXXXXXXXX
(氏名) XXXXXXXXXX
- ４ 事 故 の 概 要 上記場所にて駐車していた相手方所有の自家用車に、
木の枝が落下して、車体の一部を傷つけた。
- ５ 損害賠償額と和解の内容
 - (１) 過失割合 かすみがうら市 １００％
相手方 ０％
 - (２) 損害賠償額 かすみがうら市 ２００，９６５円
相手方 ０円
 - (３) 本件示談のほか、かすみがうら市と相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認する。